

第 7 回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成 1 5 年 5 月 2 3 日（金）午後 1 時 3 0 分

場所：丹原町文化会館 小ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

（ 1 ）報告事項

報告第 2 8 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書の
変更協議について

報告第 2 9 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員
の変更について

報告第 3 0 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委
員会報告について

報告第 3 1 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委
員会報告について

（ 2 ）継続協議事項

協議第 1 2 号 地域審議会の取扱いについて

協議第 1 4 号 財産の取扱いについて

協議第 1 6 号 一部事務組合等の取扱い（その 1 ）について

協議第 1 7 号 使用料・手数料等の取扱い（その 2 ）について

協議第 1 8 号 各種事務事業（電算システム関係）の取扱いについて

（ 3 ）新規協議事項

協議第 1 9 号 一部事務組合等の取扱い（その 2 ）について

協議第 2 0 号 使用料・手数料等の取扱い（その 3）について

協議第 2 1 号 公共的団体等の取扱いについて

協議第 2 2 号 補助金・交付金等の取扱い（その 1）について

協議第 2 3 号 各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて

協議第 2 4 号 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて

4 その他

（ 1 ）第 8 回会議の開催日時について

5 閉会

○出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
伊藤 孝司	越智 宏司	岡田 初	真鍋 行義
井上 豊實	徳永 英光	佐伯 出	塩崎 武司
渡邊 良一	山内 サダ子	森川 義彦	服部 和子
越智 哲雄	青野 久美	玉井 泰三	有馬 馨
山ノ内盈裕			

○欠席委員

荃田 元近	久門 渡	瀬川 政子	今井 正次
-------	------	-------	-------

○ 出席顧問

渡部 浩	明比 昭治
------	-------

○ 欠席顧問

玉井 実雄	藤田 光男
-------	-------

発言者	議題・発言内容
伊藤会長	の１ヶ月の期間としておりますが、担当の小委員会の委員の皆様には、これから大変お忙しくなるうかと思いますが、何卒よろしくお願いいたします。 本日は、報告案件を１件、追加提案させていただいておりますが、それを含めまして、報告案件４件、協議案件１１件の計１５件の議題を予定いたしております。時間も長くなるうかと思いますが、委員の皆様の精力的なご協議をお願いいたしましてご挨拶といたします。 会長からの提案ですが、１時間経過後５～６分の休けいをしたいと思います。よろしくお願いいたします。
真鍋局長	ありがとうございました。 これから議事に入ります前に、先ほど会長からも申し上げましたが、協議会委員と事務局職員に変更等がございましたので、ご紹介させていただきます。 まず、本年４月１日付けで、西条地方局長に、山ノ内盈裕様がご就任され、当協議会の委員をお引き受けいただいております。山ノ内様ひとことごあいさつをお願いいたします。
山ノ内委員	４月１日付で西条地方局へ赴任してまいりました山ノ内でございます。皆様といっしょに合併について勉強してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
真鍋局長	ありがとうございました。 続きまして、西条市議会議員選挙によりまして西条市議会の議会

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	構成に変更がございまして、このたび西条市議会議長に伊藤孝司様 がご就任されております。また、西条市議会の議会選出委員とし まして、井上豊實様が再任されております。まず、伊藤様ごあいさつ をお願いいたします。
伊藤委員	議長の大役をおおせつかりました伊藤でございます。よろしくお 願いします。
真鍋局長	ありがとうございました。 続きまして、井上様ごあいさつをお願いいたします。
井上委員	西条市議会議員の井上でございます。よろしくお願いします。
真鍋局長	ありがとうございました。 続きまして、４月１日の人事異動により、事務局職員の増員があ りましたので、ご報告しますとともに職員の紹介をいたしたいと存 じます。 まず、小松町から派遣されました総務班の山内一甲でございます。
総務班 山内	山内です。よろしくお願いいたします。
真鍋局長	次に、丹原町から派遣されました調整班の西孝雄でございます。
調整班 西	西でございます。よろしくお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	以上で紹介を終わります。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、会議の議長は、合併協議会規約第 10 条第 2 項の規定によりまして会長が務めることとなっておりますので、議長を会長にお願いいたします。 なお、ご発言の際に、挙手をいただければ、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願いを申し上げます。 本日の委員参加数は、委員 29 名中 25 名でございますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。 また、報道関係者から撮影の申請がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。 それでは、会長、議長をよろしくお願い申し上げます。
伊藤議長	それでは、規約に基づきまして、私、議長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。 早速、会議次第 3、議事に入らせていただきます。 報告第 28 号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書の変更協議について」及び報告第 29 号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更にについて」の 2 件、これを一括して事務局より報告を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	事務局。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	それでは、第 7 回会議資料の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。 報告第 28 号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書の変更協議について」、その内容につきましてご報告をいたします。 先ほど会長のあいさつにもございますとともに、ご紹介をいたしましたように、規約第 7 条第 2 項によりまして、4 市町が定めた協議会委員として、西条地方局長さんにご就任をお願いいたしておりますが、この 4 月の人事異動により、山ノ内盈裕様が西条地方局長になりましたので、協議会委員としてご就任をお願いいたしましたものでございます。 次に、規約第 14 条第 2 項に定めております協議会事務局職員についてでございますが、この 4 月 1 日から事務の対応を図るため 2 名の増員を図りました。内容につきましては、お手元の資料のとおりでございます。これによりまして、現行 12 名体制が 14 名体制となりまして、これからの協議会事務の円滑な運営に対応することとしております。 次に、同じく会議資料の 5 ページ、6 ページにわたりますが、お願いいたします。 報告第 29 号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更について」、報告いたします。 先ほどご紹介いたしましたように、4 月の西条市議会選挙により、5 月 9 日付で議会の構成がございまして、議長に伊藤孝司様、議会選出議員に井上豊實様が就任されましたことから、規約第 7 条第 2 項及び同条第 3 号に定めます協議会委員に、5 月 9 日付で就任され

発言者	議題・発言内容
倉田次長	ました。また、あわせまして、小委員会規程に定めております委員にも、お手元の資料のとおり変更が出てまいりますので、ご報告をするものでございます。よろしくお願いいたします。 以上で報告を終わります。
伊藤議長	以上で報告第 28 号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書の変更協議について」及び報告第 29 号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員及び小委員会委員の変更について」の報告を終わります。两件、ご了承を賜りたいと思います。 次に入ります。報告第 30 号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について」及び本日追加資料としてお手元に配付させていただいております、第 7 回会議資料（その 2）に報告第 31 号として「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について」、この 2 件につきまして、小委員会の委員長の報告を求めます。
徳永副委員長	議長。
伊藤議長	徳永副委員長。
徳永副委員長	新市建設計画策定小委員会からの報告を申し上げます。 本来なら委員長の荃田元近氏が報告をするべきでございますが、本日、欠席をしておりますので、副委員長の私、徳永の方から報告をさせていただきます。

発言者	議題・発言内容
徳永副委員長	当小委員会は、前回の合併協議会以降、２回開催しております。 開催日程順に、小委員会会議の概要につきましてご報告いたします。 会議資料８ページをお開きください。 第９回小委員会は、５月１日午後１時３０分から西条市役所で開催いたしました。審議事項 として、「新市将来構想ダイジェスト版について」、事務局より作成作業中であるダイジェスト版について、作成の基本的な考え方及びダイジェスト版の構成について、概要の説明がございました。 委員から、合併の必要性とその影響のところで、約１３６億円の経費削減効果について記述する場合には、あくまでも推計予測であるので、住民に誤解を与えないような配慮を要望しております。具体案については、次回の小委員会で審議することとし、原案のとおり承認いたしました。 続きまして、審議事項 として、「新市建設計画（素案）について」、審議スケジュール並びに合併の背景と必要性、計画策定の方針、新市の概要、新市建設の基本方針について事務局から説明がありました。 委員から、「新市建設計画は、ハード、ソフト両面に配慮することが伝わるような表現にすること」、「施策の方向性について、住民にわかりやすいように地域性のある表現を加えること」、「新市の施策では、人の流入や、出生率のアップにより目標人口の実現に向けて都市間競争に勝ち抜けるような施策、方向性を考えてほしい」、また、「石鎚山系の自然などを生かした全国に誇れるまちづくりを検討してほしい」など、活発な意見が出され、修正点につきましては、次回小委員会で審議することといたしました。

発言者	議題・発言内容
徳永副委員長	以上が、第 9 回小委員会の概要報告です。 引き続きまして、第 10 回小委員会の報告をいたします。 本日お配りしております会議資料（その 2）の 2 ページをお開きください。 第 10 回小委員会は、5 月 17 日午後 1 時 30 分から東予市総合福祉センターで開催いたしました。審議事項 として、本日お手元にお配りしております、「新市将来構想ダイジェスト版」について、事務局より「今回のダイジェスト版は、先般作成しました新市将来構想について、項目を絞って要約して作成していること。」内容については、2 ページから 3 ページで、「合併の必要性について、地方分権への対応、少子高齢化の対応、地域特性の 3 点から説明していること。」次に、「合併による効果について、生活利便性の向上、新たな都市イメージの形成、一体的・効果的なまちづくりの展開、行財政の効率化・高度化の 4 項目について説明していること。」次に、「住民意向調査等で、住民の皆さんが心配されていることへの基本的な取り組み姿勢を示していること。」4 ページから 5 ページで、「将来構想で確認したまちづくりの将来像である『人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市』のまちづくりの方向性及び合併 20 年後の目標人口は 12 万人であることについて掲載していること。」続いて、6 ページから 7 ページにおいて、「将来構想で示しておりますリーディングプロジェクトについて主なものを紹介していること。」最後に、「今後、新市誕生までの流れを示していること。」について説明がありました。 委員から、「住民の方がこれを読んで、今なぜ合併が必要なのか、例えば、ほかにもこういう方策もあるが、合併が一番有効であると

発言者	議題・発言内容
徳永副委員長	いう記述ができないか。」また、「住民の方は、合併することによって、自分たちの町は本当に良くなるのか。どれだけのメリットがあるのかということであると思う。もう少し具体的に触れ、その不安を取り除いてあげることが大切である。」などの意見があり、事務局より、「新市将来構想を要約してわかりやすく表現したものが、今回のダイジェスト版であり、新市将来構想は、中長期的な大きな将来像を示すことを目的とし作成したものであります。これを基に、合併後１０年間の新市建設計画を策定し、地域性を考えた具体的な施策を盛り込んでいく。」ことの説明があり、ダイジェスト版については原案のとおり承認いたしました。 次に、審議事項 としまして、新市建設計画（素案）の前回以降の修正点について、施策の方向性に地域性を、特性を加えて表現した修正について説明があり、修正案を承認いたしました。 以上で、第１０回新市建設計画策定小委員会の報告を終わります。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ありがとうございました。 ただいま徳永副委員長からありました報告第３０号及び報告第３１号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をいただきたいと思います。 どなたもございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特になければ、本件、ご了承をお願いいたしたいと思います。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	次に、継続協議事項となっておりました協議第１２号「地域審議会の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。事務局。
矢葺次長	協議第１２号「地域審議会の取扱い」、継続協議分についてご説明いたします。 会議資料の１２ページをご覧ください。 このことにつきましては、継続協議となっております協議項目でございます。調整方針（案）は、「町村の合併の特例に関する法律第５条の４の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。」以上の調整方針（案）について、ご確認をいただくものでございます。 会議付属資料、Ａ３版ですが、（その１）の１ページをお開きください。 地域審議会の設置等について、若干触れさせていただきます。地域審議会は、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために合併前に関係市町村間の協議により、期間を定めて旧市町の区域を単位として必要な区域に置くことができる新市の付属機関で、関係区域に関する事務について、新市の長の諮問や必要に応じて意見を述べることができます。地域審議会は、地方自治法第１３８条の４第３項の付属機関でございますので、原則どおりであれば、合併市町村が条例で設けることになります。しかし、地域審議会の設置の趣旨は、合併前の懸念を払拭することですので、合併前に設置の決定がなされることが適当であり

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	ます。ただ、新設合併では、合併前にそのための条例を定められず、条例ではなく、合併関係市町の協議により合併前に設置を決定することになっております。地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免等、組織や運営に関する事項も、この合併関係市町の協議により定め、これらの協議については、各市町の議会の議決が必要でございます。議決の時期は、通常、廃置分合の議決時に議決されているようでございます。この１ページには、地域審議会の設置に関する事項についてお示ししております。前々回、前回の協議会での説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。 次のページをお開きください。 ここでは、地域審議会に関する主な法令、先例地の事例をお示ししております。ご参照ください。 以上、ご説明いたしました。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第１２号につきましては、前回の協議会で、今回の協議会までに意見集約をお願いしておりました案件でございます。 どなた様からでもご発言を願います。
井上委員	議長。
伊藤議長	どうぞ、井上委員。
井上委員	ただいまの協議事項に関しましては、前回、私の方がちょうど議

発言者	議題・発言内容
井上委員	会の改選前でございましたので、新しい議会の皆さん方の意向をいただいた上で確認をするのが適切でないかというようなことでございまして、前回の審議会においてご迷惑をおかけいたしておりますが、このたびの新しい議会におきまして、審議会の設置に関しましては理解ができる見通しが得られましたので、設置に関しましての確認については、異議がございませんので、確認をさせていただきたいと存じます。
伊藤議長	ありがとうございます。 このほか、他にはございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第１２号「地域審議会の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものといたします。 次に入ります。同じく継続協議事項となっておりました協議第１４号「財産の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	どうぞ。
白石次長	協議第１４号、継続協議「財産の取扱いについて」、説明を申し上げます。

発言者	議題・発言内容
白石次長	会議資料の１３ページをご覧ください。 「財産の取扱い」につきましては、前回の協議会におきまして、 「２市２町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産として、すべて新市に引き継ぐものとする。」ということでご提案を申し上げております。この調整方針（案）について、協議会でご確認をいただくものでございます。 付属資料（その１）の３ページをお開きください。 ３ページに２市２町の財産総括表をお示ししております。市町村合併の際における財産の取扱いにつきましては、地方自治法第７条第４項に、「財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める」と規定されており、また同法第２３７条では、地方自治体の「財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金」の４種類に分類されております。また、債務については、地方債と債務負担行為がございます。 これにつきまして、まず、２市２町の財産を、平成１３年度の各市町の決算書から公有財産、物品及び債権並びに基金別に、付属資料の４ページから６ページに整理をしております。 財産区有財産については、６ページの下のところに記入をしております。「庄内財産区」、「壬生川財産区」をお示ししております。 次に、債務につきましての地方債と債務負担行為につきましては、７ページから９ページにずっと掲載をしております。個々の詳しい説明につきましては、前回の協議会でご説明をしておりますので、今回は、説明を省略させていただきます。 なお、財産及び債務につきまして、お手元の資料に記載しており

発言者	議題・発言内容
白石次長	まず数値は、平成１３年度末現在のものでございまして、新市として発足するときには、その間変動もございます。実際に新市に引き継ぐのは、平成１６年１０月３１日における決算をもつての数値になりますことをご了解していただきたいと思います。 １０ページには関係法令を、１１ページには先例地の事例を示しております。なお、先例地の事例につきましては、１１ページをご覧いただいたらと思いますけれども、合併関係市町村の所有する財産につきましては、すべて新市に引継ぎ、また、財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継いでいるのが先例地の事例の現状でございます。 以上、財産の取扱いにつきまして、説明を申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げます協議第１４号につきまして、本件につきまして、ご質問、ご意見等伺いたいと存じます。
井上委員	議長。
伊藤議長	井上委員。
井上委員	ただいまの「財産の取扱いについて」でございしますが、２市２町の所有する財産をすべて新しい市に引き継ぐことは当然であると思います。１点だけ、基金について、お尋ねさせていただきたいと思います。基金は、それぞれの自治体、たくさんの目的を持って基金を設置しておりますが、同じ趣旨や類似的な基金は統合がされて

発言者	議題・発言内容
井上委員	運営をされていくんだろうと思いますが、基金の中に、地域限定や、また人名が入った基金があるかと思いますが、その運用についてはどのような調整がなされておるのか。その点、お尋ねをしておきたいと思います。
伊藤議長	事務局。
白石次長	財産の中の基金につきましてのことでございますが、資料では６ページにお示ししておりますように、２市２町のすべての基金を網羅しております。委員ご指摘のように、財政調整基金といったような、いわゆる２市２町で共通的な基金もございますが、一部、篤志家による浄財でもって基金を積んでおりますような基金も中にございます。個々の基金のそれぞれの運用、取扱いにつきましては、今後、分科会あるいは部会等々で、使途のエリアの限定であるとか、用途の目的の限定といった作業を補完的に進めてまいりたいと考えております。
伊藤議長	いかがですか。
井上委員	結構です。
伊藤議長	他にはございませんか。 (「なし」の声あり)

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	それでは、協議第１４号「財産の取扱いについて」は、ただいまこの調整方針（案）のとおり確認をさせていただいたものといたします。 次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第１６号「一部事務組合等の取扱い（その１）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	どうぞ。
倉田次長	それでは、お手元の第７回会議資料１４ページをお願いいたします。第７回会議資料でございます。Ａ４番の小さいものです。 協議第１６号「一部事務組合等の取扱い（その１）について」、前回からの継続協議分でございますが、提案いたしました５組合等につきまして、ご説明をいたします。 調整案ですが、１４ページでございますように、合併関係市町であります２市２町が構成団体となっております次の３組合ですが、「道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。」 「周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。」 「東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前

発言者	議題・発言内容
倉田次長	日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。」で提案しております。 合併によりまして、この事務組合につきましては、構成団体が一つとなることや、新市におきましても必要な事務でありますことから、このような調整（案）といたしております。 次に、土地開発公社でございますが、「東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の（新市名）土地開発公社として存続するものとする。」で提案しております。 合併によりまして、１地方公共団体１公社が原則でありますことや、新市におきましても、秩序ある整備を図るために、公有地の取得等は必要でございまして、引き続き土地開発公社の設立は必要でありますことから、このような調整案といたしております。 次に、株式会社西条産業情報支援センターですが、「株式会社西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。」で提案しております。 新市におきましても、産業施策の展開は重要な業務でございますことから、引き続き対応いたしますため、このような調整案といたしております。 以上、５組合等につきましてご説明をいたしましたけれども、先ほど説明しましたように、いずれの事務組合等につきましても、新市におきまして必要な事務でございますことから、このような調整案といたしております。 また、事務組合等の概要につきましては、前回の協議会で詳しく

発言者	議題・発言内容
倉田次長	ご説明をいたしましたので、省略させていただきますが、資料は付属資料、A 3 版の大きな資料ですが、（その１）の１２ページから２９ページにそれぞれ添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第１６号に関するご意見、ご質問ございましたら、ご発言願います。 ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第１６号「一部事務組合等の取扱い（その１）について」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものといたします。 次に入ります。同じく継続協議事項となっております協議第１７号「使用料・手数料等の取扱い（その２）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	協議第１７号「使用料・手数料等の取扱い（その２）」、継続協議分についてご説明いたします。 会議資料の１５ページをご覧ください。 このことにつきましては、前回の第６回協議会におきまして提案いたしました協議項目で、調整方針（案）は、「施設の使用料につ

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	いては、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、住民の一体性の確保の原則及び負担公平の原則を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り、統一に努めるものとする。手数料については、住民の一体性の確保の原則及び負担公平の原則を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。」 以上の調整方針(案)についてご確認をいただくものでございます。 基本的な考え方といたしまして、使用料は施設等の使用に対し徴収することから、類似の施設でも規模、建築年や使用形態等の違いにより、各施設で差異が生じることは避けられない側面がございます。合併時においては、原則として現行のとおりとする方針でございます。 これに対しまして、手数料は、地方公共団体の事務で特定のものに提供する役務に対して、その費用を償うため又は報償として徴収するものであることから、同種の役務に対する手数料に相違がある場合は調整し、合併時に統一する必要がございます。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。 会議付属資料(その1)の30ページをお開きください。 このページ及び次の31ページは、使用料・手数料(その2)に関する総括表でございます。 調整方針(案)は、先ほど申し上げましたとおりでございまして、個々の具体的な調整の内容を整理し、まとめたものを調整方針欄に記載しております。個々の調整方針(案)は、32ページから64ページにお示ししております。前回の協議会での説明と重複いたし

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	ますので、説明は省略させていただきたいと思います。なお、65ページには、使用料・手数料等の取扱いに関する法令を、また、66ページには、先例地の事例をお示ししております。ご参照いただきたいと思います。 以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご協議のほど、よろしくお願いをいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第17号につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、ご発言願います。 どなたもございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、協議第17号「使用料・手数料等の取扱い(その2)について」は、調整方針(案)のとおり確認させていただいたものといたします。 次に入ります。同じく継続協議事項となっておりました協議第18号「各種事務事業(電算システム関係)の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	事務局。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	協議第 18 号「各種事務事業（電算システム関係）の取扱い」継続協議分についてご説明いたします。 会議資料の 16 ページをお開きください。 申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。お手元に会議資料正誤表をお配りしていると思います。このページの末尾の 、付属資料（その 2）となっておりますが、正しくは付属資料（その 1）でございます。訂正をお願いいたします。ご説明いたします。 「各種事務事業（電算システム関係）の取扱い」につきましては、継続協議となっております協議項目でございます。 調整方針（案）といたしましては、「電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。1 合併時に電算システムを統一する。2 合併前に情報通信基盤（ネットワーク）の整備を図る。」としてご提案しております。 電算システム関係につきましては、住民サービスの提供や行政運営に欠かせないものであります。今後進めてまいります電算システムやネットワーク構築についての方針をご確認いただくものであります。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。 会議付属資料（その 1）の 67 ページをお開きください。 調整方針（案）につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。 2 市 2 町の現況でございますが、電算組織の管理運用については、各市町に導入されておりますシステム、ハード、いわゆる機器も、

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	それからソフトもまちまちでございます。同じソフトのように見えても、各市町で使いやすいようにプログラムを修正するなど、運用の方法も異なっております。各市町で取り扱っております主な業務は、電子計算組織の概要のところにお示ししておりますとおり、ほぼ同様の業務がございます。これらにつきましても、システムの統一や、またデータ移行、様式の統一など必要になってまいります。したがって、調整方針（案）といたしまして、「住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムを統一する。」としております。 次に、情報通信基盤（ネットワーク）の整備でございますが、各市町単位ではそれぞれにネットワークを構築しておりますが、各市町における公共施設への接続状況や情報格差是正対策に違いがございます。このネットワークにつきましても、住民サービスの低下を招かないよう、各公共施設間のネットワークを良好な形で構築する必要があります。調整方針（案）といたしまして、「合併前に情報通信基盤（ネットワーク）の整備を図る。」としております。 なお、次のページには、先例地の事例をお示ししておりますので、ご参照ください。 以上ご説明いたしました。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第１８号につきましてのご意見、ご質問、ご発言を願いたいと思います。 ございませんか。

発言者	議題・発言内容
	(「なし」の声あり) 伊藤議長 それでは、協議第１８号「各種事務事業（電算システム関係）の取扱い」につきましては、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものいたします。 次に入ります。新規協議事項といたしまして、協議第１９号「一部事務組合等の取扱い（その２）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。 倉田次長 議長。 伊藤議長 はい。 倉田次長 それでは、第７回会議資料の１７ページをお願いいたします。 協議第１９号「一部事務組合等の取扱い（その２）について」、ご説明をいたします。 一部事務組合等の取扱いにつきましては、協議調整が必要な事務組合が１３組合ございます。前回の協議会で、（その１）として５組合等提案いたしまして、先ほどご確認をいただきましたわけですが、残る８組合等につきまして、本日提案をするものでございます。 それでは、それぞれの調整（案）につきまして、ご説明をいたします。 大変恐れ入りますが、付属資料、Ａ３版の大きな資料でございますが、（その２）をお願いいたします。（その２）の１ページをお

発言者	議題・発言内容
倉田次長	願いいいたします。 まず、新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合でございます。調整方針（案）は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加するものとする。」としております。組合を構成しておりますのが、2市2町も含み、他の自治体も加入して構成しているものでございまして、新市におきましても引き続き加入するため、このような調整（案）といたしております。 この概要につきまして、資料に基づき、簡単にご説明をいたします。 設立年月日、事務所の位置につきましては、記載しておりますとおりでございます。構成市町は2市2町と新居浜市でございます。共同事務ですが、広域市町村計画の策定、青少年センター、別子ハイツ自然学習館、構成団体職員の研修、休日、夜間救急医療体制整備費等取扱い事務の業務を行っております。 次に、2ページをお願いいたします。 職員は5名となっております。平成12年、13年度会計決算、各施設の土地、建物、基金の状況などをお示ししております。ご参照いただきたいと思います。 次に、同じく付属資料の3ページをお願いいたします。 周桑病院企業団ですが、合併関係市町であります1市2町で構成しておりますことから、「合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引継ぎ、市立病院として存続するものとする。」で、調整（案）を提案しております。 まず、周桑病院企業団の現状などをご説明いたしたいと思いますので、同じく付属資料の6ページをお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	まず設立の経緯でございますが、周桑病院が自治体病院として設立されましたのは、昭和１０年に当時の周桑地区の医師不足対策や地域住民の医療機会の均等を図るため、住民の自己防衛手段として組合方式で病院事業を開設する動きが始まりまして、昭和１３年に産業組合法による医療利用組合連合会により開設されたものでございます。昭和３６年に、当時の周桑郡４町が地域内の医療サービスを向上させるため、現在の病院として発足したものでございます。 次に、２の患者数の状況でございますが、外来患者は、ここ５年、年間約２０万人前後で、１日平均８００人前後となっております。次に入院患者数でございますが、ここ５年、年間約１１万７,０００人程度で、１日平均３１０人程度、病院ベッド利用率は９０％程度となっております。また、外来、入院患者のうち、地域内の住民が約９３％を占めている現状となっております。 次に、３の救急患者の搬送状況ですが、周桑消防署管内の約８０％が、周桑病院に搬送され、当地域の中核をなしている現状でございます。 次に右の方ですが、４の愛媛県地域保健医療計画によります県内地域等の人口１０万人当たりの病院一般病床数を比較しておりますが、周桑地区は、西条地区、新居浜地区の半数以下の現状となっております。少ない状況となっております。 次に、経営状況ですが、現在、全国に自治体病院が１,００２病院ありまして、平成１２年度決算では、その内、４７.５％の病院が赤字経営となっておりますが、周桑病院は、平成７年度から７年連続黒字決算を続けている状況であります。これは、先ほどご説明しましたように、病院経営の判断基準となります病院利用数がほぼ一定

発言者	議題・発言内容
倉田次長	していることが要因でありまして、今後も安定した経営が見込まれると考えられます。このことから累積欠損金は、平成６年度末に約９億円ございましたが、平成１３年度決算では、約２億円まで減少しております。 経営状態を示します各比率につきまして、全国平均と対比をいたしますと、各比率とも上回る状態となっております。 次に、７ページをお願いいたします。 ７ページには、周桑病院企業団に関する主な法令と先例地の調整事例をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。 それでは、概要につきましてご説明いたしたいと思いますので、恐れ入りますが、３ページにお戻りください。 設立年月日、構成市町、事務所の位置につきましては、記載のとおりでございます。共同事務は、地域内の医療サービスの向上のため、病院事業の経営でございます。診療科目は、内科、外科、精神科を初め、１６診療科目でございます。病床数（ベッド数）は、３５０床で、その内訳は、一般が１８５床、精神科が１６５床となっております。 職員数は、平成１５年４月１日現在、２７４人となっておりますので、その内訳は記載のとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。 ４ページをお願いいたします。 ４ページには、平成１２年、１３年度の会計決算、公債費など、財政の状況をお示しいたしております。 ５ページをお願いいたします。 ５ページには、土地、建物、物品など財産の状況をお示しいたし

発言者	議題・発言内容
倉田次長	ております。 なお、資料の下の方に、過年度損益勘定留保資金等としまして、13年度決算で、23億7,000万円程度の留保資金を計上しております。この資金の説明につきましては、そこに記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。 次に、構成団体が負担しております負担金を、13年度決算に基づきお示ししております。総額で約5億3,000万円程度、その内訳は、昭和54年度から病院増改築等に係る費用を構成団体に負担するとした協定に基づく負担金が、約2億6,800万円。病院事業をいたしますには、構成団体には経費も必要とされますことから、地方交付税の対象となっておりますが、その額を対象にして精神科、救急医療にかかる費用について公営企業法に基づく繰り出し基準分として、約2億6,200万円程度と負担金はなっております。 次に、資料にはございませんけれども、この周桑病院の取扱いにつきまして、病院経営が、現状としましては民間が主体であることから、民営化の方法についても、専門部会等でも検討いたしました。その方法には、民間に委託する公設民営の方法、施設を委譲する民営化の方法がありますが、民営化となりますと、これまで地域のニーズに応じ、自治体病院として取り組んできた地域医療や、民間が取り組みにくい不採算医療部門の縮小、廃止が予想されまして、住民のサービスの低下を招く懸念があるなどの問題があり、採用しがたいとの議論がございました。 なお、国が病院経営等に採用するため制度化を図っております地方独立行政法人につきましては、現在整備中の制度であり、今後の動向を見ながら検討することとしております。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	以上、周桑病院企業団の現状等をご説明いたしました。周桑病院は、この地域住民の医療、救急医療には大きな役割を果たしていることや、この地域の他の医療機関では、経済的、人的にも実施困難な高度医療、末期医療や救急医療、精神科医療などの不採算医療分野、いわゆる自治体病院でないと実施できない地域住民のための政策医療も担っており、この地域にはなくてはならない存在となっております。また、将来的な見地から考えますと、自治体病院として地域住民の健康や福祉施策の中核機能としての活用、救急医療など、常時発生しない医療や小児医療など、比較的民間病院で対応しにくい不採算医療の提供のほか、災害時の拠点としての機能などの役割を担えることも考えられますことから、このような調整（案）といたしております。 次に、８ページをお願いいたします。 西条市小松町共立大保木診療所協議会の取扱い方針につきましてご説明いたします。 調整（案）は、「合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産についてはすべて新市に引き継ぐものとする。」でご提案するものでございます。 それでは、概要につきましてご説明いたします。大保木診療所協議会は、医療機関から比較的離れております地域であります西条市大保木地区、小松町石鎚地区の住民の健康を守るとともに、地域住民への医療の提供を実施するため、昭和３５年７月３０日に、西条市、小松町の共同でその運営のための協議会を設置したものでございます。協議会の職員は、西条市職員１名が兼務により対応しております。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	9 ページをお願いいたします。 9 ページには、決算の状況をお示ししております。また、下の方に対象地区の人口をお示ししておりますけれども、平成 14 年 1 月 1 日現在で、大保木地区が 215 人、石鎚地区 7 人、計 222 人となっております。診療所の開設は、毎週月曜日、金曜日で、西条市内の病院から、内科医師 1 名、看護師 1 名が派遣され、月 15 人程度の方が受診されております。 10 ページをお願いいたします。 財産の状況をお示しいたしております。ご参照いただきたいと思います。 この診療所は、先ほどご説明いたしましたように、合併後も地域住民の方には必要な施設でございまして、新市におきましても引き続き存続をいたすこととしております。なお、協議会は、合併関係市町で構成されておりますことから、解散し、その事務を新市で引き継ぐこととしております。 次に、11 ページをお願いいたします。 東予市周桑郡丹原町入会山組合ですが、調整（案）は、「合併の日の前日に解散し、任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。」でご提案するものでございます。 それでは、資料に基づきまして、その概要についてご説明いたします。 まず、資料の下の方にお示ししておりますが、入会山組合の設置の経緯でございます。入会山は、藩政の時代に、山地原野のない平地村落の住民のために、薪及び牛馬の飼料や肥料に対する草木の採

発言者	議題・発言内容
倉田次長	取ができる山地の場所を限って入山を許したことが始まりと言われております。明治9年、地租改正によりまして、地元の山地部落が所有権を持つようになりましたが、明治44年財産統一の制度により、各部落所有の山林はすべて当時の庄内村、現東予市でございますが、所有となりました。そのため、この入会権を持つ町村協議の結果、入会山組合を作ることとなり、明治45年4月に県知事の認可を受け、この組合が設立されたものでございます。 構成市町、事務所の位置につきましては、資料にお示ししているとおりでございます。ご参照いただきたいと思います。 共同処理する事務は、庄内財産区が所有する河之内入会山に関する事務となっております。職員は4人で、東予市職員が兼務しております。 12ページをお願いいたします。 平成12年度、13年度の会計決算、基金、入会権の内容についてお示ししております。ご参照いただきたいと思います。調整(案)につきましては、合併関係市町で構成する一部事務組合でございますので、「合併に伴い解散することとし、任意の組合として存続する。」こととしております。 次に、13ページをお願いいたします。 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合ですが、調整方針(案)は、「合併の日の前日をもって脱退するものとする。」としております。組合を構成しておりますのが、県内全町村でありまして、合併関係市町であります丹原町、小松町も加入しております。市におきましては、独自に事務を処理しておりますことから、新市におきましては、新市の制度で事務処理をいたすこととしておりまして、このよ

発言者	議題・発言内容
倉田次長	うな調整（案）としております。 資料に基づきまして、概要を簡単にご説明いたします。 設立年月日、構成団体、事務所の位置につきましては、お示ししておりますとおりでございます。共同事務ですが、組合加入町村議会議員の公務上の災害、通勤による災害補償に関する事務を行っております。負担金は、議員１名に1,600円となっております、丹原町、小松町それぞれ年間2万5,600円となっております。なお、脱退による精算の必要はございません。合併後は、新市の制度により対応することとしております。 次に、14ページをお願いいたします。 愛媛県市町村職員退職手当組合ですが、調整方針（案）は、「合併の日の前日をもって脱退するものとする。」としております。この組合には、合併関係市町では、東予市、丹原町、小松町、またこれらが構成しております道前福祉衛生事務組合、周桑事務組合、東予市丹原町公共下水道事務組合、周桑病院企業団が加入しておりますが、西条市は単独で対応しておりますことから加入はしていません。このため新市におきましての対応について調整を図るものでございます。 事務組合に加入するか否かにつきましては、メリット、デメリットがそれぞれありまして、メリットとしましては、退職金が組合からの支給でありますことから、退職者数の多寡にかかわらず支出について大きな変動が生じないことがございます。一方、デメリットとしましては、今後、団塊の世代の退職者を控え、組合負担率の増加が予想され、負担額の増加が懸念されております。 次に、資料の右の方をご覧いただきたいと思いますが、加入する

発言者	議題・発言内容
倉田次長	場合と脱退する場合の精算金等の試算をいたしまして比較をいたしました。加入する場合には、西条市さんが加入しておりませんので、西条市分としまして、加入負担金として約6億3,800万円の負担金が必要となります。一方、脱退する場合には、資料の下の方になりますが、表の中でございますが、1市2町では精算金の支払いが必要ですが、事務組合では、退職者数が少なかったこともございまして、還付となり、合計約2億9,200万円程度、新市において還付の見込みとなっております。また、資料にはございませんが、今後10年間の事務組合負担金額と退職金額との比較試算をしてみますと、負担金の方が約4億4,000万円程度多くなる試算結果もございまして、新市におきましては、組合から脱退し、新市単独で対応する方が総合的に有利であると判断し、このような調整（案）としたものでございます。 資料の左の方には、この組合の概要をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思いますと思いますが、中ほどにございます構成市町は、現在、4市、全町村、42の事務組合の計104団体が加入しておりますが、今後の市町村合併によりまして、加入団体数も減少していくのではないかと考えております。 次に、15ページをお願いいたします。 愛媛県消防団員等災害補償退職金報償金組合ですが、調整方針（案）は、「合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。」としております。 この組合の構成団体は、県内6市、県内全町村、9一部事務組合の計73団体でありまして、合併関係市町であります東予市、丹原町、小松町、また周桑事務組合も加入しております。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	消防団員等につきましては、消防組織法に基づきまして、公務により負傷した場合は、損害を賠償しなければならないと規定されております。また、退職したときは、退職金を支給しなければならないこととなっております。このため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律により、消防団員等公務災害補償等共済基金が設置されまして、市町村は、この基金に加入することにより、基金から公務災害補償、あるいは退職報償金が支払われることとなります。この基金への請求事務について、西条市は直接請求しておりますが、1市2町は事務組合に加入し、請求事務を共同処理している状況でございます。 資料の右の方をご覧くださいと思います。加入する場合としていない場合の双方を比較しておりますが、負担金は事務組合の方が組合の事務費分で、1人当たり団員割で410円、人員割で27円の計437円高くなりますが、事務は、事務組合対応のため簡素化はされます。一方、基金へ直接請求する西条市の方法は、負担金は安い反面、事務処理のための人員配置が必要となり、負担金に人件費等を加えますと、経費の面で試算をしますと、事務組合加入の方が有利となっております。経費の面、あるいは事務の簡素化、迅速化の面を勘案いたしまして、このような調整（案）にいたしましたものでございます。 次に、16ページをお願いいたします。 愛媛県市町村交通災害共済組合ですが、調整方針（案）は、「合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。」としております。 この共済制度は、地域住民の方が所定の共済掛け金を掛けられる

発言者	議題・発言内容
倉田次長	と、１年間、交通事故等により傷害を受けた場合に、傷害の程度により見舞金などの共済金を受けられるもので、資料にもございますように、この組合は県内町村及び東予市で構成されております。西条市につきましては、独自に民間保険会社との契約によりまして共済制度を設けておりますことから、組合には加入しておりません。このようなことから合併関係市町で対応の方法に違いが生じておりますことから、新市におきましての対応方法の調整を図るものでございます。 資料の右の方をご覧くださいと思いますが、双方を比較しております。掛け金につきましては、西条市が加入しております民間保険会社は、一律６００円、掛け金は給付の状況により変動があるようでございますが、平成１５年度は７２０円となっているようでございます。一方、共済組合の方は、一般６００円、中学生以下２５０円となっておりまして、掛け金の変動もないようでございます。このことから、共済組合の方が掛け金が安く有利となっております。また、資料にはございませんが、傷害を受けた場合の見舞金の支払い額、方法につきましても、住民の方が一般的に受けられる部分について比較しますと、共済組合の方が全般的に有利な取扱いとなっております。このことから、合併後におきましては、引き続き共済組合に加入した方がメリットがあると判断いたしまして、このような調整（案）としたものでございます。 資料の左の方には、組合の概要をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。 なお、１７ページには、先ほどご説明しました一部事務組合等に関する法令、あるいは先例地の調整事例をお示ししておりますので、

発言者	議題・発言内容
倉田次長	ご参照いただきたいと思います。
	以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局から説明のありました協議第１９号につきまして
	のご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。
	なかなか盛りだくさんであります、ご意見等もございませんで
	したら、この協議第１９号「一部事務組合等の取扱い（その２）」
	につきましては、次回の合併協議会まで継続協議とさせていただきます
	たいと思いますが、よろしゅうございますか。
	(「異議なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、そのようにさせていただきます。
	では、このあたりで約６分ぐらいですか、皆さんのお手元の時計、
	５０分まで休憩をとりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い
	いたします。時間内にお揃いになれば、再開をさせていただきます。
	暫時休憩いたします。
	(休 憩)
伊藤議長	それでは、再開いたします。
	次に、協議第２０号「使用料・手数料等の取扱い（その３）」につ
	いて」を議題といたします。
	事務局より説明を求めます。事務局。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	協議第 20 号「使用料・手数料等の取扱い（その 3）について」 ご説明いたします。 会議資料の 19 ページをお開きください。 この件に関しましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されたものをご提案するものでございます。使用料・手数料の取扱い（その 3）についての調整方針（案）といたしましては、「施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、住民の『一体性の確保の原則』及び『負担公平の原則』を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。」として、ご提案しております。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。会議付属資料（その 2）の 18 ページをお願いいたします。 このページは、使用料・手数料等の取扱い（その 3）に関する総括表でございます。調整方針（案）につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。個々の使用料等につきましては、19 ページから 41 ページにお示ししております。 19 ページをお開きください。 福祉保健センターの使用料でございますが、2 市 2 町に同様の施設がございます。使用料の面から申し上げますと、東予市、丹原町が該当しておりまして、使用料に係る調整方針といたしましては、類似の施設ではありますが、規模、建築年や使用形態の違いにより各施設で差異が生じることは避けられない側面もございますので、このことから「新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」としております。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	２０ページをお開きください。 学校開放施設の使用料でございますが、西条市は無料、東予市、丹原町、小松町は使用料を徴しており、差異がございます。このことについては、地域に根ざした学校施設を開放することにより、地域スポーツの振興、住民の健康増進、また住民交流を推進する観点から、「新市においては西条市の例により調整する。」といたしております。 ２１ページをお開きください。 市営住宅の家賃等でございますが、調整方針（案）は、「市営住宅の家賃については、公営住宅法の規定に基づき、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。なお、家賃上昇が避けられない団地については、家賃減免により急激な家賃上昇とならないよう配慮する。駐車場使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」という調整方針（案）にいたしております。 住宅家賃の２市２町の状況でございますけれども、公営住宅の家賃の算定に使用する係数で、国土交通大臣が定める市町村立地係数は、西条市が０．８５、東予市、丹原町、小松町が０．７で差がございます。また、事業主体が定める利便性係数は、０．７から１．０の間で、２市２町それぞれの算定方法により設定しております。合併いたしますと、市町村立地係数が西条市と同じ係数０．８５になることが予想されます。また、立地利便係数は、新市として統一する必要があります。このことから、新市としての家賃を公営住宅法の規定に基づき算定いたしますが、「家賃上昇が避けられない団地については減免措置により、急激な家賃上昇とならないよう配慮する。」こ

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	ととした調整（案）でございます。 22ページをお開きください。 駐車場の使用につきましては、西条市のみでございます。他の団地との調整も必要でございますので、「新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」といたしております。 23ページをお開きください。 このページは、関係法令、また家賃の算定方法等をお示ししております。24ページから31ページ、ここにつきましては、平成14年度各市町の住宅団地別家賃をお示ししております。ご参照ください。 32ページをお開きください。 行政財産の目的外使用の許可に係る使用料でございますが、土地使用料の算定基準は、西条市、東予市は土地評価額に100分の5を乗じて得た額としているのに対し、丹原町、小松町は類似した財産の使用料に準じて算出しております。このことから調整が必要でございます。また、建物の使用料の算定基準についても、西条市、東予市は、建物評価額に100分の5.5を乗じて得た額としているのに対し、丹原町、小松町は類似した財産の使用料に準じて算出しております。電話柱その他の使用料についても、2市2町それぞれ算定基準が異なっており、調整が必要でございます。 調整方針といたしましては、「行政財産の目的外使用の許可に係る使用料については、次のとおり調整する。1 土地及び建物の使用料については、西条市及び東予市の例により調整する。2 電柱その他の物件を設置する場合の使用料については、西条市の例により調整する。」としております。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	３３ページ、ここには行政財産に関する関係法令をお示ししておりますので、ご参照ください。 ３４ページをお願いします。 都市公園の使用料（占用料）でございますが、占用の内容としては、一般占用と公園料から占用行為をするものと、公園施設等を設けるものに分類されます。２市２町にそれぞれ占用に係る規定がございますが、占用部分、金額に差異がございます。一般占用につきましては、道路占用との整合性、公園条例による占用については、東予市の規定に採決があることから、調整方針（案）は、「一般占用、電柱、公衆電話柱等の占用については、道路法の規定に基づき調整する。公園施設、売店等の設置及び占用行為（催し物等）の占用料については、道路法の規定及び東予市の例により調整する。」としております。 ３６ページから３８ページ、ここにつきましては、道路法に基づく占用料をお示ししております。なお、資料の中の３８ページでもわかりますが、占用料の欄にあります所在地、これは新市におきましては、乙地等が該当いたします。ご参照ください。 ３９ページをお開きください。 法定外公共物の使用料でございますが、法定外公共物と申しますのは、道路、河川等の公共物のうち、道路法、河川法の適用を受けないもの、一般には里道、水路などがこれにあたりまして、平成１７年３月を期限として、国所有から市町所有になることから調整が必要でございます。２市２町既に公共物管理条例を制定し、道路法に基づく占用料を準用した使用料を定めておりますが、経過措置として、平成１６年度までの使用料の額については、愛媛県法定外公

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	共物財産の規定を準用することとなっております。４１ページに愛媛県法定外公共物財産使用料条例をお示ししております。このことについての調整方針(案)は、「法定外公共物の使用料については、新市の道路占用料について定める条例の規定を準用する。」といたしております。 ４２ページをお開きください。 市所有港湾施設の使用料でございますが、西条市、東予市に港湾施設がございます。東予市には、上屋の施設がございますが、西条市には上屋の規定がございません。また、使用料の算出方法についても差異がございます。西条市は、固定資産評価額をもとに算出しており、東予市は、単位当たり使用料を定めております。こういったことから調整が必要でございます。調整に当たりましては、東予市に上屋施設があること、また平成１４年度で使用料を比較しましても差異がないことから、「市所有の港湾施設の使用料については東予市の例により調整する。」といたしております。 ４３ページをお願いいたします。 ここでは、使用料・手数料の取扱いに関する法令をお示ししておりますので、ご参照ください。 ４４ページをお開きください。 ここでは、先例地の事例をお示ししておりますので、ご参照ください。 以上、ご説明をいたしました。ご協議のほど、よろしくお願いをいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明いたしました協議第２０号につきまし

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	てのご意見、ご質問いかがでございましょうか。
徳永委員	はい。
伊藤議長	徳永委員。
徳永委員	大したことではないんですが、先ほど福祉保健センター並びにまた住宅の駐車場等は、当分の間というようなことを二、三点言ったと思うんですが、耐用年数などの違いということですが、当分の間現行どおりとしたところで耐用年数はひとつも追いついたり、離れたりせんと思うのですが、当分の間というのはどれぐらいのことを考えられておるのか、説明をお願いしたいと思います。
伊藤議長	事務局。
矢葺次長	当分の間と申しますのは、新市に移行した場合に、調整を新市全体として考えてまいりますが、そのときに調整がつくまでの間というようなとらえ方をしております。駐車場につきましては、今、西条に例がございしますけれども、他の団地との兼ね合いもございします。今の考え方といたしましては、アスファルト舗装でライン引きをしたものについて使用料をいただくという考え方でございしますが、新市に移行した場合にそれらについても、駐車場としてとるべきかとらざるべきか、他のものについても検討していくという意味でございします。

発言者	議題・発言内容
徳永委員	わかったようなわからんようなことですが、わかりました。
伊藤議長	他にはございませんか。
	(「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、協議第 20 号「使用料・手数料等の取扱い(その 3)」につきましては、次回の合併協議会まで継続協議とさせていただきます。 次に入ります。協議第 21 号「公共的団体等の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	はい。
白石次長	協議第 21 号「公共的団体等の取扱いについて」、説明をいたします。 恐れ入りますが、会議資料の 20 ページをご覧ください。 括弧書きで書いておりますが、「公共的団体の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。」と、調整方針(案)でございますが、そのようにしております。 続きまして、恐れ入りますが、大きい資料、付属資料(その 3)

発言者	議題・発言内容
白石次長	の４ページをお開きください。 その４ページの左側の真ん中ぐらいでございますが、そこに〔解説〕というものがございます。そこに公共的団体等の定義を載せておりますので、ちょっと朗読します。 「『公共的団体等』とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくもよい。」と、行政実例では示しております。新市において、合併関係市町村単位で、これら各種の公共的団体等が存続することは、新市の一体性の確立の上から好ましいものではございません。こうしたことから、その資料の下の部分でございます合併特例法１６条の８項でございますが、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」と規定しております。 付属資料の１ページへお戻りください。大きい方のＡ３のページでございます。 １ページでございますけれども、その表の中の備考欄を見ていただきたいと思います。法令的には、地方公共団体の合併に伴いまして、公共的団体の合併が義務づけられておりますのは、備考欄にありますように、そこに社会福祉法第１０７条というのが、社会福祉協議会の欄に記入されております。つまり法律的に市町村の合併に伴って、同時に合併をしなければならないと法令的に義務づけられておりますのは、この社会福祉協議会のみでございます。ほかの団

発言者	議題・発言内容
白石次長	体については、法令的に別段規定がございません。また、市などの地方公共団体が、これら公共的団体等の内部にいて統合整備を図るまでの権限を有しておりません。しかし、先ほど申しましたとおり、合併特例法の趣旨から、市町村の合併に際しまして、公共的団体等自身に統合整備の努力義務が課せられております。これに対して、行政も公共的団体等の統合に向け支援するなどの努めが必要でございます。 そこで、ただいまご覧いただいております資料の１から３ページに団体を掲げさせていただいておりますが、これまで２市２町の方からこうした公共的団体等の方へ合併統合の呼びかけをいたしました。団体自身のご意見を拝聴するとともに、またいろいろ指導をしていただいている愛媛県にも意向を聞いたところでございます。そのような中で、社会福祉協議会とシルバー人材センターの２団体におきましては、既に新市でのエリア内での統合に向け、具体的な活動を開始しているように聞いております。そのようなことから、２市２町の合併に際して、地方公共団体としては、愛媛県や連合会などの指導方針を踏まえ、また公共的団体等の統合整備に努めていかなければならないものでございます。 以上のようなことから、調整方針については、「公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるもの。」としております。公共的団体の一覧については、分類ごとに１ページから３ページにお示しをしております。ご覧をいただいたらと思います。 以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ただいまから事務局から説明いたしました協議第２１号につきましてのご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。 特段ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第２１号「公共的団体等の取扱い」につきまして、次回の合併協議会までの継続協議とさせていただきます。よろしくをお願いします。 次に入ります。協議第２２号「補助金・交付金等の取扱い（その１）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。どうぞ。
白石次長	協議第２２号「補助金・交付金等の取扱い（その１）について」、説明を申し上げます。 会議資料の２１ページをご覧ください。 調整方針（案）としましては、「補助金・交付金等（団体運営補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。１、２市２町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。２、２市２町の中で独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。３、整理統合できる補助金等については、統合または廃止の方向で調整する。」としております。 補助金・交付金等につきましては、大きく分けまして団体運営補

発言者	議題・発言内容
白石次長	助と事業補助とがございますが、今回は、２市２町に関係する団体運営補助に関するものをこの調書でお示しをしております。事業補助については、（その２）で提案したいと存じております。 ２市２町におきましては、それぞれの施策といたしまして、関係団体に対して補助金や実質補助的な負担金等を交付しておりますので、合併に際しましては、それぞれの制度の調整が必要となつてまいります。 お手元の付属資料（その３）の４０ページをお開きください。大きい方の（その３）でございます。 ４０ページの左上でございますが、地方自治法第２３２条の２に、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めております。この法律に基づきまして、２市２町におきましては、それぞれの地域の振興、発展を図るための施策の一環といたしまして、地域内の各団体に対しまして、当該団体の運営に対して補助金等を交付するなど、財政的な援助措置を講じております。 また、その中の資料でございますが、左の真ん中ぐらいに解説と書いております。そこでございますが、補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助成するために、地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に対価なくして支出するものとしております。 そして、さらにその下の方でございますが、補助金には、財源の出所によりまして、３のところに記載しておりますが、市町の単独補助によるものと、国県補助を伴うものに分類され、本調書にもそのいずれかの記載をしております。この補助金等の対象事業は、そ

発言者	議題・発言内容
白石次長	れぞれの市や町の自然的、経済的、社会的諸条件、あるいは歴史的、伝統的条件等の推移によりまして、その種類は必ずしも画一的ではなく、また補助金の交付条件もまちまちでございます。 お手元の付属資料５ページに戻りますので、お開き願います。 これら補助金・交付金等の一元化に当たりましては、それぞれの制度の従来からの経緯や実績を踏まえるとともに、これから建設をしていきます各種の振興にどのように役に立つか、また新市の財政状況に配慮しつつ調整する必要があるがございます。こうした中で、先ほど、前の議案で提案いたしました、公共的団体等の統合も関連がございますが、その５ページの一番上でございますけれども、調整方針にありますように、「補助金・交付金等（団体運営補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整する。」というような基本方針として、先ほど申し上げましたように、１から３までの調整方針としておるわけでございます。 それから、お手元の資料の５ページから９ページまでには、個々の補助金の種類ごとに、調整内容の一覧を示しております。右端の具体的な調整内容の欄でございます。２市２町の類似した補助金を横並びにしておりまして、それぞれの調整内容を示しております。 具体的な調整内容としましては、現行のとおりとするというようなものがございます。この説明ですが、２市２町で内容制度が同一であるか、一つの団体で執行している内容で、合併時からそのまま新市へ移行させることで調整の必要がないものでございます。これは、補助金の例としましては、愛媛県更生保護会と愛媛県人権擁護委員会など５件の補助がございます。それから、合併時に調整する

発言者	議題・発言内容
白石次長	というものがございます。これは、社会福祉協議会の１点でございます。 それから、調整方針としまして、新市移行後速やかに調整するというのが、この具体的な調整内容の欄にございますが、これは、２市２町で内容や制度に相違があり、あるいはいずれかの市町に制度がないため調整することが必要な場合で、平成１７年度から調整するものでございます。これに該当するものは、連合自治会運営費、交通安全推進協議会、まちづくりボランティア、老人クラブ連合会など、これが一番多いんですが、６０件ございます。新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整するというような調整内容をしておりますのは、新市移行後もしばらくの間は旧制度をそのまま適用し、新市の状況を見ながら調整していくものでございます。これは、食品衛生協会、漁協合併推進協議会、文化協会などへの補助、１４件がございます。いずれかの市や町の例により調整するとは、いずれかの団体の内容や制度を新市全体に適用していくことでございますが、これには、道路愛護団体、いじめ・不登校対策委員会、青少年健全育成地区組織などに対する補助、４件がございます。新たに制度を創設するというような調整内容は、２市２町の制度や仕組みを改編し、新市として新たな制度をつくることでございまして、これは、自主防災組織と防火クラブの２件の補助がございます。それから、ほかの補助金に統合するものが、東予市赤十字奉仕団、湯屋口老人クラブ、丹原生活文化女性塾など３件がございます。それから廃止するというような方針がございますけれども、これは、東予市纏会、母子愛育班、東予周桑学校体育会など３件に対する補助でございます。合計９２件を横並びにしております。

発言者	議題・発言内容
白石次長	さらに、２市２町における補助金の一つ、一つの詳しい内容につきましては、１０ページから３９ページにお示しをしておりますので、ご覧をいただいたらと思います。個々の説明は省略をさせていただきます。 以上、「補助金・交付金等の取扱い（その１）について」、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局から説明申し上げました協議第２２号につきましてのご意見、ご質疑ございませんでしょうか。 （「継続」の声あり）
伊藤議長	継続というご意見がございます。それでは、本件、協議第２２号「補助金・交付金等の取扱い（その１）について」は、次回の合併協議会までの継続協議と、このようにさせていただきます。 次に入ります。協議第２３号「各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	はい。
矢葺次長	協議第２３号「各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて」、

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	ご説明いたします。 会議資料の２２ページをお開きください。 申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。お手元の会議資料正誤表にお示ししておりますが、調整方針（案）のうち、「１の一般家庭用ごみ袋の配付でございます。１のところですが、一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。」となっておりますが、正誤表の右側にお示ししておりますように、そのあと、破線がついておりますが、「なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。」と。これが正しいものでございますので、訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 ご説明いたします。このことにつきましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものを提案するものでございます。 「各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて」の調整方針(案)は、「一般家庭用ごみ袋配付でございますが、１、一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。(１)可燃ごみ袋は、１世帯大１１０枚とする。ただし、５人以上の世帯は希望により３０枚追加して配付する。(２)不燃ごみ袋は、１世帯２０枚とする。(３)粗大ごみ処理券は１世帯１０枚とする。２、指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。」 ごみの収集でございますが、「ごみの収集については、新市移行

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。」 環境美化事業でございますが、「一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。」 最終処分場でございますが、「１、最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。２、各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。３、最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。」 以上の調整方針（案）といたしております。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。 会議付属資料（その３）４２ページをお開きください。 このページは環境衛生関係の総括表となっております。左の欄に事務事業名を、右の欄に調整方針（案）をお示ししております。 次のページをお開きください。 一般家庭用ごみ袋の配付でございますが、１の指定ごみ袋等の配付基準でございますが、可燃ごみについては、東予市、丹原町は一律大１１０枚、西条市、小松町は一律の配付ではなく、世帯により袋の大きさや枚数に差を設けております。不燃ごみについては、東予市、丹原町は一律３０枚としておりますが、袋の大きさに差があります。西条市は一律２０枚、小松町は２０枚としておりますが、世帯により袋の大きさを大中として差を設けております。粗大ごみ処理券については、西条市、東予市、丹原町は一律１０枚、小松町は一律８枚となっており、差異があります。このほか、ごみカレンダーや自治会管理用ごみ袋などの取扱いについても差異があるこ

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	とから、調整する必要があるとございます。 調整方針といたしましては、「可燃ごみ袋は、１世帯大１１０枚とする。ただし、５人以上の世帯は希望により３０枚追加して配付する。不燃ごみ袋は、１世帯当たり大２０枚とする。粗大ごみ処理券は１世帯当たり１０枚とする。」としております。２の配付手数料等でございますが、西条市は、指定袋１枚当たり２円。東予市、丹原町は１世帯当たり１００円。小松町には配付手数料はありません。このことについては、市町から自治会等へ配付の際、１世帯ごとに梱包している東予市、丹原町と、梱包していない西条市で金額に差が出ております。調整方針（案）といたしましては、１世帯ごとに梱包するということにいたしまして、「指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後、速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。」といたしております。 次のページをお開きください。 ごみの収集でございますが、２市２町では各地域にごみステーションを設け、ごみの種類ごとに業者委託によりごみの収集方法となっており、同様の取扱いでございますが、不燃ごみについては、小松町は月２回となっておりますが、他の２市１町は週１回となっております。また、粗大ごみの収集回数は、東予市は月２回でございますが、他の１市２町は月１回となっており、２市２町に差異がございます。調整方針といたしましては、「ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。」といたしております。 ４５ページをお開きください。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	環境美化事業でございますが、２市２町それぞれに一斉清掃を実施いたしております。このことについては、それぞれの市町で生活環境の保全や環境美化意識の高揚を図る目的で実施されております。住民に定着した事業でもあることから、調整方針といたしましては、「一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。」といたしております。 ４６ページをお開きください。 最終処分場でございますが、２市２町それぞれ有しております。最終処分場の形態、管理運営等に差異がございます。処分場の形態については、東予市、丹原町は、管理型の処分場で、西条市、小松町は安定型の処分場でございます。新市において２種類の最終処分場を有することから、「最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。」といたしております。また、最終処分場への搬入範囲でございますが、合併が行われますと、新市の処分場となることから、「搬入範囲は合併時に新市に拡大する。」とした調整方針（案）でございます。最終処分場の整備計画でございますが、処分場の受入残余年数は、丹原町を除き２市１町は３.５年から６年と短いことから、調整方針（案）といたしましては、「最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。」といたしております。 ４７ページ、ここでは先例地の事例、また４８ページにもわたっておりますが、２ページに先例地の事例をお示ししております。ご参照ください。 以上、説明いたしました。ご協議のほどよろしく願います。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	す。
伊藤議長	ただいま事務局から説明申し上げました協議第２３号につきましてのご質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	特段ございませんでしたら、協議第２３号「各種事務事業（環境衛生関係）の取扱い」につきましては、次回の合併協議会までの継続協議、このようにさせていただきます。 次に、協議第２４号「各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。どうぞ。
矢葺次長	協議第２４号「各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて」、ご説明いたします。 会議資料の２４ページをご覧ください。 このことにつきましても、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものをご提案するものでございます。広報広聴関係についての調整方針案といたしましては、「１、広報紙の発行については、現行のとおりの手法で新市において発行する。２、広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。３、市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。４、ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。５、市勢要覧については、新市にお

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	いて作成する。６、広聴事業については、合併時に調整する。７、まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。８、ＣＡＴＶについては、現行のまま新市に引き継ぐ。」以上の調整方針（案）としてご提案をしております。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。 会議付属資料（その３）４９ページをお開きください。 調整方針（案）につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。具体的な調整の内容を整理し、まとめたものでございます。 １の広報紙でございますが、２市２町、それぞれ広報紙の発行を行っております。目的は、表現に違いがございますけれども、ほぼ同様となっております。発行日は毎月１日、発行回数は月１回で同じでございます。発行部数は現況部数を合計いたしますと４万３、２５０部でございます。広報紙の取扱いについては、２市２町に差異がないことから、「広報紙の発行については、現行のとおりの手法で新市において発行する。」といたしております。 ２の広報ビデオの制作でございますが、重要施策、重要行事等をビデオにより広く市民に紹介するとともに、記録保存の目的で西条市で制作しております。広報ビデオについての調整方針（案）は、「西条市の例により新市移行後速やかに調整する。」としております。 ３の市民カレンダーでございますが、東予市では、市民の利便性を図るため、市関係行事や地域情報等を掲載した市民カレンダーを毎月広報紙と同時に発行しております。このことについては、「広

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。」 といたしております。 次に、4のホームページでございますが、2市2町ホームページ の開設時期や内容に違いはありますが、それぞれホームページを設 けております。ホームページについては、「合併時に新市のホーム ページを作成する。」とした調整方針（案）でございます。 次のページをお開きください。 5の市勢要覧の取扱いでございますが、このことについては、合 併した場合、新市においても必要でございます。内容については、 新市としての内容となることから、「新市において作成する。」と いたしております。 6の広聴事業でございますが、このことについては、課題にもあ りますように、2市2町で取組みに差異がございます。合併後に 行うものもありますが、窓口相談やメールの受付、合併時から取り組 まなければならないものもございます。調整方針（案）は、「合併 時に調整する。」といたしております。 次のページをお開きください。 7のまちづくり住民講座「出前講座」でございますが、このこと については、丹原町のみの制度でございます。この制度は、行政に 関する理解を深め、意識啓発を図り、住民と行政の協働を目指すこ とを目的として実施されております。このことについては、新市の 制度とすることとして、調整方針（案）といたしましては、「新市 移行後速やかに、丹原町の例を参考に調整する。」といたしており ます。 次のページをお開きください。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	8のCATV、ケーブルテレビでございますが、西条市では、テレトピア計画を作成し、国のテレトピア構想モデル地域の指定を受けております。西条市におけるCATV網の整備予定といたしましては、平成22年度までに平坦部全域を整備する予定であります。こういったことから、調整方針（案）といたしましては、「CATVについては、現行のまま新市に引き継ぐ。」といたしております。 次のページをお開きください。 ここでは、先例地の事例をお示ししております。ご参照ください。 以上、説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いをいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第24号につきましてのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。 特段ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第24号「各種事務事業（広報広聴関係）の取扱い」につきましては、次回の合併協議会まで継続協議とさせていただきます。 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。 顧問の県議の先生方、そしてまた委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	どうも長時間にわたりお疲れ様でございました。 それでは、最後になりますが、第 8 回会議の開催日時についてご報告をさせていただきます。 お手元の会議資料 25 ページに記載をいたしておりますが、第 8 回会議の開催は、平成 15 年 6 月 27 日金曜日でございます。午後 1 時 30 分から石鎚山ハイウェイオアシス館 3 階大ホールで行いますので、よろしくお願いを申し上げます。 それと、あわせてもう 1 点お知らせをしておきます。新市建設計画策定小委員会でございますが、5 月 28 日水曜日に開催を予定しておりましたが、これは、都合によりまして、6 月 7 日土曜日に延期となりました。ということで、第 11 回の新市建設計画策定小委員会は、6 月 7 日土曜日午後 1 時 30 分から、小松町役場の別館 2 階ホールで行いますので、新市建設計画策定小委員会の皆様、よろしくお願い申し上げます。 それでは、これをもちまして、第 7 回の会議を終了させていただきます。 まことに長時間どうもありがとうございました。